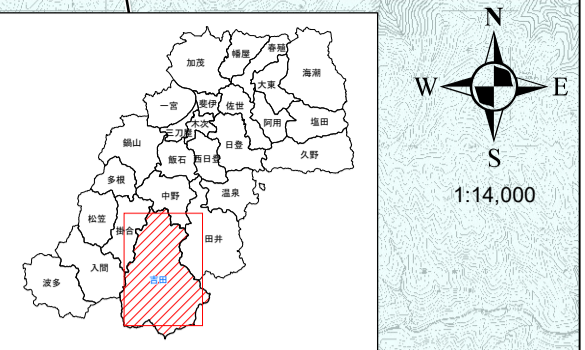
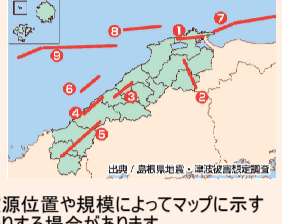


雲南市地震防災マップ (ゆれやすさマップ) (吉田・民谷地区)

このマップは、島根県が行った島根県地震・津波被害想定調査において、雲南市に影響をおよぼす地震の想定震度を重ね合わせ、最大となる震度を250mメッシュで表したものです。
 ・「島根県地震・津波被害想定調査報告書(H30.3)」において、雲南市に影響をおよぼす地震の原因となる断層は以下のとおりです。

- ① 央道断層
 - ② 央道湖南方断層
 - ③ 大田市西南方断層
 - ④ 浜田市沿岸断層
 - ⑤ 弥栄断層帯
 - ⑥ 浜田市沖合断層
 - ⑦ 鳥取県沖合(F55)断層
 - ⑧ 島根半島沖合(F56)断層
 - ⑨ 島根県西方沖合(F57)断層
- ・実際に発生する地震では、震源位置や規模によってマップに示す震度より強くなったり弱くなったりする場合があります。



雲南市の福祉避難所一覧

No.	施設名	所在地	電話番号
1	大東町地域福祉センター	大東町大東1038	43-9215
2	デイサービスほっと	大東町新庄283-1	43-8008
3	デイサービス新庄	大東町新庄286-1	43-8055
4	デイサービスゆけむりの里	大東町新庄286-9	43-8115
5	小規模多機能ホーム雲水屋	大東町養賀772-1	43-8880
6	グループホーム雲水屋	大東町養賀772-1	43-8880
7	幡屋あおぞら	大東町仁和寺935-1	43-9555
8	とぎしの家	大東町東阿用83-1	43-3129
9	あおぞらの家	大東町東阿用83-1	43-3129
10	簸の上園	大東町中湯石88	43-3125
11	笑寿苑	加茂町加茂中915	49-9500
12	宇寿荘	加茂町加茂中928	49-7228
13	加茂の郷	加茂町南加茂706-4	49-8426
14	ケアセンターきすき	木次町山方1111	42-3660
15	さくら苑	木次町東日登345-1	42-4165
16	さくら苑 さくらんぼの家	木次町東日登345-1	42-4165
17	木次町デイサービスセンター	木次町東日登345-1	42-4165
18	小規模多機能型居宅介護事業所桜花	木次町東日登345-1	42-4165
19	梅里苑	三刀屋町三刀屋1326-8	45-3737
20	平成記念病院	三刀屋町三刀屋1294-1	45-5111
21	三刀屋健康福祉センター	三刀屋町三刀屋1212-3	45-9888
22	みとやの郷	三刀屋町乙加宮3400-2	45-0251
23	生活介護事業所にじいろ	三刀屋町古城47-1	45-0020
24	とちのみ	吉田町吉田1043-8	74-9811
25	ケアポートよしだ	吉田町深野84-6	75-0346
26	えがの里	掛合町掛合853-1	62-1811
27	掛合高齢者生活福祉センター	掛合町掛合1310	62-0727
28	小規模多機能型居宅介護事業所ふれあいセンター	掛合町入間482-3	62-1061

※ 福祉避難所とは、要介護高齢者や障がい者などに配慮が必要な方のための指定避難所
 ※ 災害発生当初から利用することはできません。対象者の福祉避難所への入所は市が判断・決定します。

- ### 凡例
- 指定避難所
 - 福祉避難所
 - ★ 雲南市役所・総合センター
 - ⊗ 警察署
 - ⬜ 地区範囲
 - 高速自動車道
 - 国道
 - 主要地方道
 - 一般県道
 - 大規模林道
 - 流水方向

想定震度	状況
6弱	耐震性の低い木造建物は、倒壊するものがある。
5強	固定していない家具が倒れることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。
5弱	棚にある食器類や本が落ちることがある。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
4	座りの悪い置物が倒れることがある。

吉田・民谷地区の指定避難所

No.	施設名	所在地	電話番号	災害適用性の判定			
				地震	水害	がけ崩れ	土石流
1	吉田総合センター	吉田町吉田1066	74-0211	○	○	△	○
2	吉田健康福祉センター	吉田町吉田1066	74-0078	○	○	△	○
3	吉田勤労者体育センター	吉田町吉田1061-2	-	○	○	×	○
4	吉田小学校	吉田町吉田1060-1	74-0017	○	○	△	○
5	吉田中学校	吉田町吉田1080-4	74-0140	○	○	△	△
6	吉田交流センター	吉田町吉田1061-1	74-0219	○	○	△	○
7	民谷集落センター (R4年度指定予定)	吉田町民谷918	-	○	○	○	○

※判定 ○:適用性あり ×:適用性なし △:開設時安全性要確認
 ※判定「○」は指定緊急避難場所を兼ねる
 ※指定避難所とは、被害を受けた市民や被害を受けるおそれのある市民が避難する場所で、安全性が確保され、かつ避難者を一時収容・保護し、一定期間生活することを想定した施設

「この地図は島根県が作成した森林基本図1:5,000を原図とし、島根県知事の承認を得て複製したものである。」
 (承認番号 平成20年8月18日付け 森第919号)